

広労基収 0630 第 4 号  
平成 27 年 7 月 16 日

建設業労働災害防止協会広島県支部長 殿

広島労働局労働基準部長



「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について

平素から、建設業における労働災害防止につきましましてはご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、土砂崩壊による労働災害は、溝掘削時の溝崩壊、斜面の切り取り工事時の斜面崩壊によるものがほとんどを占めている状況にあります。溝掘削時の溝崩壊については、「土止め先行工法に関するガイドラインの策定について」（平成 15 年 12 月 27 日付け基発第 1217001 号）により「土止め先行工法」が普及することにより労働災害の防止に一定の効果が現れており、今後は斜面崩壊による労働災害防止対策の強化を図ることが必要です。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、平成 21 年度に「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関する調査研究会」を設置し、地山の点検については発注者、設計者及び施工者が同じ点検表を用いて斜面に関する情報を共有し、対策を講ずることが労働災害の防止上効果的である旨の報告を取りまとめました。

この報告を受け、貴協会本部においては、平成 22 年度から 23 年度にかけて実態調査を実施し、斜面掘削工事での土砂崩壊による労働災害を防止するために発注者、設計者及び施工者の三者が行う点検、協力、共有すべき情報等に係る具体的方法を検討しました。

厚生労働省では、これらの検討結果等を受け、今般、労働安全衛生規則第 355 条の調査及び第 358 条の点検のより適切な実施方法、施工者が発注者及び設計者と協力して斜面崩壊の危険性に関する情報を共有するために実施することが望ましい方法及びそれらの留意事項を「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」として別添のとおりとりまとめたところです。

つきましては、貴支部会員等にその普及・定着を図り、建設業における斜面崩壊による労働災害防止対策の一層の推進を図られるようお願いいたします。



広労基収0630第4号  
平成27年7月16日

建設業労働災害防止協会広島県支部長 殿

広島労働局労働基準部長



「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」の策定について

平素から、労働災害防止につきましましては、格段のご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、平成27年6月29日付け基安安発0629第2号による「斜面崩壊による労働災害防止に関するガイドライン」に基づき斜面崩壊による労働災害防止対策を推進するためには、斜面の点検者により適切な点検がなされ、発注者、設計者及び施工者間で情報が適切に共有されることが重要です。

厚生労働省において、今般、斜面の点検者に対する安全教育実施要領を別添のとおりとりまとめましたので、その周知にご協力いただくとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対する指導援助に特段のご配慮を賜りますようよろしくお願いいたします。

